

大阪市立幼稚園の民営化について

－ 現時点での考え方 －

平成 25 年 9 月

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課

Ver.1

目 次

はじめに.....	2
Ⅰ 市立幼稚園の概況等について.....	3
Ⅱ 市立幼稚園民営化について.....	7
1 市政改革プランにおける幼稚園民営化の位置付け.....	7
2 民営化の検討状況.....	7
3 民営化の効果.....	8
4 民営化計画（案）の基本的な考え方.....	8
Ⅲ 課題への対応についての考え方.....	11
Ⅳ 廃園の実施方法.....	14
1 廃園に際しての基本的な考え方.....	14
2 廃園時期について.....	14
3 廃園後の土地・建物の取扱い.....	15
Ⅴ 民間移管の実施方法.....	16
1 民間移管に際しての基本的な考え方.....	16
2 民間移管時期について.....	17
3 民間移管後の運営法人（移管予定法人の応募条件）.....	18
4 移管先法人の選定.....	18
5 財産の取扱い.....	18
6 民間移管にかかる諸条件について.....	18
Ⅵ 民間移管の進め方.....	19
1 保護者説明会.....	19
2 移管先法人の選定.....	19
3 移管前協定書の締結.....	20
4 三者協議会.....	20
5 移管先法人との引継ぎ.....	21
6 幼稚園運営に関する覚書の締結.....	21
Ⅶ 民間移管実施後の取組み.....	22
1 本市職員の訪問による助言等.....	22
2 保護者アンケート.....	22
3 三者協議会.....	22
4 民間移管に関する本市への相談等.....	22
（参考）スケジュール.....	23
（参考）大阪市私立幼稚園就園奨励費及び幼児教育費補助のお知らせ.....	25

はじめに

大阪市の市立幼稚園は、明治期から戦前にかけて、約半数である 28 園が設立され、本市の幼稚園教育を担ってきましたが、戦後は私立幼稚園も多く設立され、市立幼稚園と私立幼稚園が相携えて本市の幼稚園教育を担っています。

現在では、市内の幼稚園児の約 8 割が私立幼稚園へ通園されており、また市立幼稚園が存在しない行政区が 2 区あります。

また、就学前人口は減少傾向にあり、市内の市立幼稚園、私立幼稚園に通う園児の数も 10 年前の平成 15 年には 33,325 人となっていましたが、平成 25 年には 28,963 人となっており、4,000 人以上減少しています。

このようなことから、市立幼稚園については、平成 24 年 7 月に策定した「大阪市市政改革プラン」で、民間において成立している事業については民間に任せることを基本として、区長において、施設や地域の状況を精査したうえで、休廃止も視野に入れながら民間移管を推進することとしています。

現状における市立幼稚園の課題として、私立幼稚園に比べ、園児 1 人当たりの運営費が高く、多額の市費を投入している状況があります。

また、保育料などの保護者負担についても、市立幼稚園と私立幼稚園では差があることから、負担の公平性を図る観点からも、幼稚園の民営化を進めていくこととしています。

大阪市では、「大阪市教育振興基本計画（平成 25 年 3 月改訂）」や、「幼児教育の改革のための基本的な考え方」に基づき幼児教育に取り組んでいくこととしていますが、大阪市立幼稚園の民営化は、本市の厳しい財政状況において、市立幼稚園だけではなく、幼児教育全体の充実をはかる財源を生み出すための、幼児教育改革のひとつとして取り組みを進めます。

市立幼稚園の民営化にあたっては、特別な支援を要する幼児たちへのサポートが、行政としての責務であるという認識に立ち、積極的に取り組みを進めます。

I 市立幼稚園の概況等について

1 大阪市内の幼稚園概況

平成 24 年 5 月 1 日現在、大阪市内に所在する幼稚園は、市立幼稚園が 59 園、私立幼稚園が 136 園、国立幼稚園が 1 園のあわせて 196 園となっています。

大阪市内に所在する幼稚園 196 園に通う園児は、29,146 人となっており、そのうち、市立幼稚園に通う園児は、5,212 人、私立幼稚園に通う園児は 23,786 人となっており、大阪市内に所在する幼稚園 196 園に通う園児の約 8 割が私立幼稚園に通っているという状況です。

また、24 区のうち、東淀川区、東住吉区の 2 区には市立の幼稚園が存在しません。

表 1：大阪市内の幼稚園概況（平成 24 年 5 月 1 日現在）

設置区分	園数	定員	実員	定員充足率	園児数構成比
市立	59	7,015	5,212	74.3%	17.9% (6 人に 1 人)
私立	136	32,540	23,786	73.1%	81.6%
国立	1	150	148	98.7%	0.5%
計	196	39,705	29,146	73.4%	100.0%

※休園分を除く。

2 大阪市立幼稚園の園児数規模

平成 24 年 5 月 1 日現在、59 園中、実員 100 人未満の園は 43 園、実員 200 人以上の園は 2 園となっており、多くの園が実員 100 人未満の小規模な園となっています。

表 2：園児数規模別大阪市立幼稚園数（平成 24 年 5 月 1 日現在）

園児数	園数
100 人未満	43
100 人以上 200 人未満	14
200 人以上	2
計	59

3 大阪市立幼稚園の設置時期

大阪市の市立幼稚園は、明治期から戦前にかけて設立された園が約半数を占めており、現在の幼稚園設置基準以前（昭和 31 年以前）に設置された園は、59 園中 47 園となっています。

表 3：設置時期別大阪市立幼稚園数

設置時期	園数
明治期	12
大正期	4
昭和元～19 年	12
昭和 20～31 年	19
昭和 32 年以降	12
計	59

4 大阪市内幼稚園の利用者負担

市立幼稚園と私立幼稚園の入園料・保育料の負担年額を比較すると、私立幼稚園の平均が345,850円であり、市立幼稚園の114,700円の約3倍となっています。

私立幼稚園へ通園している園児の保護者の方へは、その世帯の所得状況や就学前児童等の人数に応じて、「大阪市私立幼稚園就園奨励費及び幼児教育費補助」を交付していますが、就園奨励費等補助の平均額を差し引いた補助後の実質負担年額251,866円と市立幼稚園の負担年額114,700円を比較しても、私立幼稚園の負担年額は市立幼稚園に比べて約2.2倍となっています。

表4：入園料・保育料の比較（平成23年度決算額）

設置区分	入園料	保育料	計
市立	5,500円	109,200円	114,700円
私立	55,949円	289,901円	345,850円
	就園奨励費等補助後		251,866円

私立幼稚園の入園料、保育料については、市内136園の平均

就園奨励費等補助後の金額は、私立幼稚園の入園料、保育料年額から、就園奨励費等補助の平均額を差し引いた額

大阪市私立幼稚園就園奨励費及び幼児教育費補助金(概要)

大阪市では幼稚園教育の振興と就園の奨励をはかるため、就園奨励費補助制度（国の補助制度）及び就園奨励費補助制度の非該当者に対して幼児教育費補助制度を設けています。

これは、幼稚園の設置者が各保護者に行う入園料・保育料の減免（償還）に対して、大阪市の幼稚園の設置者に補助を行う制度で、その世帯の所得状況や就学前児童等の人数に応じて、当該年度の市民税の課税状況等（前年度所得）により補助限度額が決定され補助金は各幼稚園を通じて交付されます。

平成25年度の補助限度額の単価では、生活保護世帯に属する園児の保護者の方へは、園児1人の場合は年額で229,200円、市民税が非課税または均等割のみしか課税されていない世帯に属する園児の保護者へは、199,200円となっています。また、3人以上同時に幼稚園に通われている世帯では、市民税の課税状況によらず、3人目以降については、308,000円（限度額）の補助を行っています。

一方で、小学校3年生以下の兄弟がおり、当該園児が3人目の場合は、市民税の所得割課税額が231,000円以下（扶養親族の子どもが16歳未満かつ3人の世帯の場合）の世帯の属する園児の保護者の方すべてが、308,000円（限度額）の補助金の対象となっております。

所得および扶養の状況によっては、私立幼稚園の方が実質的に負担が少ない場合があります。

※詳しくは、「平成25年度大阪市私立幼稚園就園奨励費及び幼児教育費補助のお知らせ」をご覧ください。

5 幼稚園児 1 人当たり運営費

幼稚園児一人当たりの運営費について、市立幼稚園は 680,480 円、私立幼稚園は 547,231 円となっています。

・ 1 人当たり運営費に対する税の負担について

1 人当たり運営費に対する税負担の内、市費負担額は、市立幼稚園は 570,978 円、私立幼稚園 85,492 円となっており、市立幼稚園に対する市費負担額は、私立幼稚園に比べ約 6.7 倍となっています。

市費の他、国・府の負担額をあわせた税負担額は、市立幼稚園は 571,521 円、私立幼稚園 295,365 円となっており、市立幼稚園に対する税負担額は、私立幼稚園に比べ約 1.9 倍となっています。

表 5：幼稚園児一人当たりの運営費（平成 23 年度決算額）

設置区分	運営費年額	うち市費負担額 (ア)	うち国庫・府費負担額 (イ)	(ア)+(イ)
市立	680,480 円	570,978 円	543 円	571,521 円
私立	547,231 円	85,492 円	209,873 円	295,365 円
民営化による 税負担削減効果		485,486 円	△209,330 円	276,156 円

・ 1 人当たり運営費に対する税負担から算出した市費の削減効果について

市立幼稚園の園児一人当たり投入されている市費は、平成 23 年度決算では 570,978 円で、一方、私立幼稚園の園児一人当たりは 85,492 円で、その差額は 485,486 円であり、市立幼稚園の園児数 5,212 人にかけて、約 25 億 3 千万円となります。

(市立一人当たり市費負担－私立一人当たり市費負担) × 市立園児数 = 削減効果額

$$(570,978 \text{ 円} - 85,492 \text{ 円}) \times 5,212 \text{ 人} = 2,530,353,032$$

(平成 23 年度決算)

・ 1 人当たり運営費に対する税負担から算出した税の削減効果について

民営化を進め、市立幼稚園が私立幼稚園となると、私立幼稚園に対する私学助成金等の国庫・府費負担については園児一人当たり 209,330 円増額となり、市立幼稚園の園児数 5,212 人にかけて、総額約 10 億 9 千万円が必要となります。

この額を市費削減効果の約 25 億 3 千万円から差し引いても、すなわち、市税、国庫、府費の総額で比較しても 14 億 4 千万円の削減効果が見込まれます。

(私立一人当たり国庫・府費負担－市立一人当たり国庫・府費負担) × 市立園児数 = 府費負担増額

$$(209,873 \text{ 円} - 543 \text{ 円}) \times 5,212 \text{ 人} = 1,091,027,960$$

市費削減効果額－府費負担増額 = 削減効果額

$$2,530,353,032 \text{ 円} - 1,091,027,960 \text{ 円} = 1,439,325,072$$

(平成 23 年度決算)

・特別に支援の必要な幼児の受入れにあたり必要な経費に対する経済的支援等、市立幼稚園民営化に伴う新たな経費について

障がい児等の特別な支援を要する園児を、私立幼稚園で受入れるための方策については、横浜市や川崎市、千葉市など市立幼稚園のない他都市事例も参考にしながら、特別支援教育に要する経費に対し、経済的な支援を検討しています。これらの経費については、別途、財源が必要となります。

6 3歳児学級設置等の現状

私立幼稚園では、3歳児学級、保育室への空調機の設置については全園で実施しており、預かり保育についても市立幼稚園より長時間実施している傾向があります。

3歳児学級の設置、保育室への空調機の設置、預かり保育時間の延長、給食の提供、送迎バスの運行等について、市立幼稚園では、予算の制約等により、59園の幼稚園について均一性を保って運営していることから、保護者からのニーズがあっても柔軟に対応することが困難な面があります。

表6：3歳児学級設置等の現状

	市立	私立
3歳児学級	6割の園が設置	全園が設置
空調機〔保育室〕	1園を除き未設置	設置が標準
預かり保育	8時間開園 早朝・土曜 未実施	平均10時間開園 早朝5割・土曜2割実施
給食	(PTA自主事業)	平均週4日実施
送迎バス	未実施	6割の園が運行

II 市立幼稚園民営化について

1 市政改革プランにおける幼稚園民営化の位置付け

幼稚園について、区長において、行政が関与する領域か民間に任せる領域かといった視点から事業の内容を精査し、民間において成立している事業については民間に任せることを基本として、民営化を進めていく。

【取組】

区長において、施設や地域の状況を精査したうえで、休廃止も視野に入れながら、民間移管を推進する。

【スケジュール】

平成 24 年度中に民営化の計画（案）を策定し、平成 27 年度以降順次実施

2 民営化の検討状況

■ 区長において、各市立幼稚園の設立の経過と背景、施設状況や周辺幼稚園の状況、区内の小学校就学前の児童の幼児教育ニーズなど、施設や地域の状況を考慮した上で、市立幼稚園の民営化を検討し、大阪市として進めていくこととしています。

■ 幼稚園の民営化は、区長が判断するタスクフォースの一つであるため、全市共通として整理すべき課題などについては、区長プロジェクトチーム（「区長会議こども・教育部会幼稚園民営化小委員会」に改組）において整理を図ってきました。

■ 市会での議論等を踏まえ、当初、廃園・民間移管の時期を第 1 期、第 2 期、第 3 期の 3 段階（各期 2 年）に分類した年次計画を作成し、平成 25 年 4 月に計画（案）を公表する予定でしたが、平成 25 年度、平成 26 年度着手する園（第 1 期）について計画を策定し、平成 25 年 8 月に公表と変更しました。

・大阪市幼稚園関係者協議会の開催

市会での議論等を踏まえ、市立幼稚園、私立幼稚園の保護者や関係者、有識者による意見交換の場としての協議会を設け、民営化にあたっての意見交換を実施しました。

・区幼稚園関係者協議会の開催

各区において、市立幼稚園、私立幼稚園の関係者による意見交換の場としての協議会を設け、各区における幼稚園に関する実情や課題の把握等、区長が個別園について判断するための具体的な議論を実施しました。

■ 平成 25 年度・平成 26 年度に民営化に着手する市立幼稚園の民営化計画（案）を策定し、平成 25 年 8 月 8 日公表しました。平成 27 年度以降については、民営化の状況を検証しつつ検討することとします。

3 民営化の効果

■ 幼児教育全体の充実を図るための運営の効率化

大阪市では、「大阪市教育振興基本計画（平成25年3月改訂）」や、「幼児教育の改革のための基本的な考え方」に基づき幼児教育に取り組んでいくこととしています。

市立幼稚園は私立幼稚園に比べ、園児1人あたりの運営費が高く、市費負担額も高いため、市立幼稚園の民営化により運営が効率化され、その結果、経費削減効果が見込めます。

市立幼稚園民営化により生み出された財源を、幼稚園だけでなく保育所等を含めた、幼児教育全体の充実に活用します。

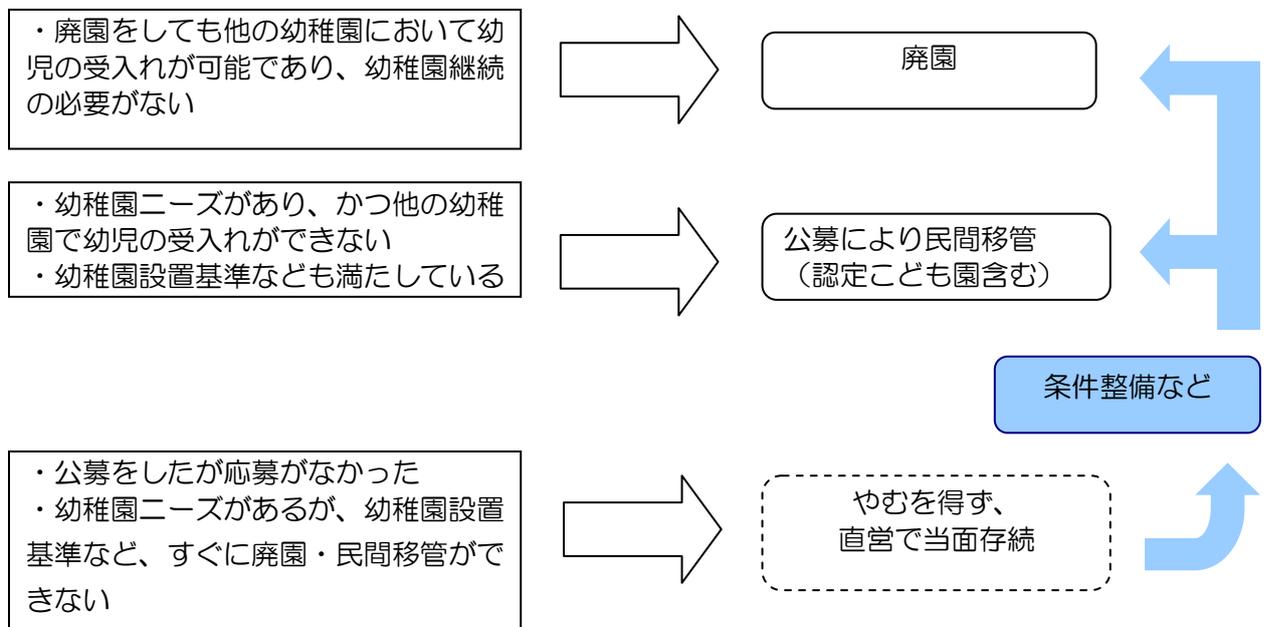
■ 幼児や保護者のニーズに沿った柔軟かつ迅速な運営

3歳児学級の設置、保育室への空調機の設置、預かり保育時間の延長、給食の提供、送迎バスの運行等について、市立幼稚園では、予算の制約等により、59園の幼稚園について均一性を保って運営していることから、保護者からのニーズがあっても柔軟に対応することが困難な面があります。

私立幼稚園の特徴である、柔軟かつ迅速な対応により、保護者や幼児の要望等に応じた特色のある教育や行事、3歳児学級の拡充、幼稚園での教育時間終了後の預かり保育時間の延長や、給食の提供、送迎バスの運行などが期待できます。

4 民営化計画（案）の基本的な考え方

（1）廃園・民間移管の考え方



今後の議論や民営化の状況において、大阪市立幼稚園に公として担うべき役割が明確になれば、市立幼稚園としての存続についても検討することとします。

<幼稚園設置基準などについて>

市立幼稚園の運営を学校法人に移管する場合は、条例廃止したうえで新たに私立幼稚園の設置について大阪府の認可を受ける必要があります。

幼稚園については、1学級の幼児数や園地、施設・設備、運動場の広さなど、設置に必要な基準が定められています。

(幼稚園設置基準(国)及び大阪府私立幼稚園設置認可等に関する審査基準(府))

大阪市立幼稚園については、現行の幼稚園設置基準(昭和31年)以前に設置された園が多く、これまで経過措置として設置基準に満たない場合も運営が認められてきたが、学校法人への設置者の変更にあたっては、改めて現行基準で審査されることとなります。

(2) 廃園・民間移管の着手年度の考え方

- ・廃園の場合は次年度の募集停止を行う年度、民間移管の場合は、法人公募を実施する年度を着手年度とします。
- ・廃園・民間移管の影響を検証しつつ段階的に民営化を進めることができるよう、各区の実情を踏まえ、平成25年度又は平成26年度に廃園・民間移管に着手する園を選定し公表します。
- ・平成27年度以降の廃園・民間移管の計画については、平成25年度又は平成26年度着手した園における民営化の状況を検証しつつ検討します。

■廃園する園(平成25年度・平成26年度に着手する幼稚園)

- ・在籍園児数の少ない園を優先することとします。

■民間移管する園(平成25年度・平成26年度に着手する幼稚園)

- ・移管先法人の安定的、継続的な運営を考慮し、運動場面積や建物面積、保育室の状況などから想定される最大定員設定数や在籍園児数が多い園を優先することとします。

■特別な事情のない限り平成25年度又は平成26年度に各区1か所以上着手

- ・「民間において成立している事業については民間に任せる」という、市政改革プランの理念に基づき、特別な事情がない限り、各区25年度又は26年度に1か所以上着手することとします。
- ・ただし、平成25年度着手については、原則、同一区で廃園又は民間移管のいずれかで1か所のみとします。

■平成25年度・平成26年度に着手する園の選定にあたっての考慮

1 平成25年度に着手する園

- ・平成25年度に廃園に着手する園については、これまでの経過から既に廃園の方向性が示されている園とします。
- ・原則同一区で1か所のみ(原則、区内で廃園または民間移管のいずれかで1か所のみ。)

2 児童養護施設入所児童の受入等状況

- ・児童養護施設に入所する児童は、発達障がいや愛着障がいなどの複雑な課題を抱えている場合も少なくありません。また児童相談所の措置により、年度途中の入退所に対応する必要があるなど、私立幼稚園での受入れについては課題の抽出も含め検討が必要であることから、児童養護施設

設入所児童の受入園については、その状況を考慮し時期設定を行うこととします。

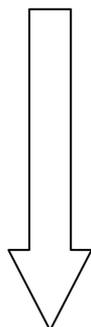
3 区もしくは園特有の事情

- ・各区における協議会を開催する中で、何か新しい事情や、これまで認識していなかった、区若しくは園特有の事情により、平成 25 年度又は平成 26 年度の着手によりがたいということが、客観的に判断されるような場合については、その状況を考慮し時期設定を行うこととします。
- ・区における施策的な観点から園の選定、時期設定を行う必要がある場合は、その状況も考慮し選定することとします。

■市立幼稚園民営化着手年度の方

【廃園年度の方】

在籍園児数の少ない園を優先



特別な事情がない限り、各区 25 年度又は 26 年度に 1 か所以上着手



- 1 25 年度（第 1 期の初年度）の着手
 - 1) これまでの経過から既に廃園の方向性が示されている園
 - 2) 原則同一区で 1 か所のみ。
（原則、区内で廃園または民間移管のいずれかで 1 か所のみ。）
- 2 児童養護施設入所児童の受入等の状況を考慮
- 3 区もしくは園特有の事情の考慮

【民間移管年度の方】

- 1 想定最大定員設定数が多い園を優先
- 2 在籍園児数が多い園を優先



特別な事情がない限り、各区 25 年度又は 26 年度に 1 か所以上着手



- 1 25 年度（第 1 期の初年度）の着手
 - 1) 原則同一区で 1 か所のみ。
（原則、区内で廃園または民間移管のいずれかで 1 か所のみ。）
- 2 児童養護施設入所児童の受入等の状況を考慮
- 3 区もしくは園特有の事情の考慮

III 課題への対応についての考え方

【特別に支援の必要な幼児の受入れ促進】

市立幼稚園の民営化にあたっては、特別な支援を要する幼児たちへのサポートが、行政として最重要視すべき課題であるという認識に立ち、積極的に取り組みを進めます。

■受入れにあたり必要な経費に対する経済的支援

- ・障がい等により特に支援を要する園児の受入れにあたって必要な経費として、特別支援教育に要する人件費のほか、専ら障がい児にかかる教材費、設備費等が考えられます。
- ・大阪府内に所在する私立幼稚園に就園する障がいのある幼児の特別支援教育の充実を図るため、在籍状況に応じて国、大阪府から補助が行われており、1人在園の幼稚園に対しては府から一人当たり392,000円、2人以上在園の幼稚園には、国と府をあわせて一人当たり784,000円となっています。
- ・私立幼稚園における特別に支援の必要な幼児の受入れについては、現在、障がい児等特別に支援を必要とする幼児を積極的に受入れている園もある一方、市立幼稚園が近隣にあるような場合、市立幼稚園がその役割を担っていることやコストやスキルにおける人的な面での課題などから、受入れに消極的な私立幼稚園もあります。
- ・市立幼稚園の民営化を進めるにあたり、私立幼稚園には公教育の担い手として、障がい児等特別に支援を必要とする幼児の受入れについて、これまで以上に積極的に担ってもらう必要があります。
- ・障がいのある幼児の就園機会拡大をめざし、国・府の制度に加え大阪市の独自の制度として、受入れに必要な経費に対する経済的支援を行い、私立幼稚園の負担を軽減することで、私立幼稚園での特別に支援の必要な幼児の受入れを促進します。
- ・市立幼稚園と同様に手帳や診断書等がある園児だけではなく、日常生活において特別な配慮や介助を要する園児についても対象として検討します。

●経済的支援の対象：

障がい等により特に支援を要する園児を受入れている大阪市内の私立幼稚園

●受入対象園児：

- ①手帳や診断書などがある園児（府（国）補助制度対象）
- ②日常生活において特別な配慮や介助を要する園児

●経済的支援の対象となる経費：

特別支援教育に要する人件費のほか、専ら障がい児などにかかる教材費、設備費など

●経済的支援の考え方：

市立幼稚園を持たない横浜市や川崎市（横浜市：手帳等所持者 20万円、川崎市：手帳等所持者 17万円、手帳等不所持者 23万円）を参考としながら、具体的な内容について引き続き検討

●手帳診断書以外の判定の仕組み（検討の方向性）：

各区家庭児童相談員の意見に基づく判定や、保育所における障がい児サポート体制としての民間保育所への巡回指導講師派遣の手法も参考に仕組みを構築

■受入れ促進のための環境整備

特別支援教育水準を確保するための研修や、保育所におけるセーフティネット機能も視野に入れ、保育に欠ける幼児の保育所での受入れ体制の確保等、環境整備についても検討します。

（環境整備の検討例）

障がい児教育の経験の少ない私立幼稚園の教員が市立幼稚園で研修ができるような措置も検討します。

【民間移管する園に対する保護者等意見の反映】

■保護者アンケートの実施

民間移管する園について、保護者の意見を反映する手段として移管法人の選定作業の中で、移管着手した幼稚園の保護者を対象にアンケートを実施し、その結果を選定会議委員に伝え、移管先法人の選定の参考とします。

■三者協議会の設置

民間移管する園について、円滑に民間移管できるよう、当該幼稚園保護者代表・移管先法人・大阪市の三者で構成する三者協議会を設置し、移管以前に幼稚園に在籍していた園児が、移管後の幼稚園で引き続き教育を受けている間、保護者の意見も反映できるよう、移管後の幼稚園運営の諸事項について、協議し、合意形成を図るよう検討します。

【幼稚園の情報提供の充実】

■本市ホームページ等を活用した私立幼稚園の情報の提供

現在、大阪市のホームページでは、「大阪市私立幼稚園就園奨励費及び幼児教育費補助金」の制度内容を掲載していますが、私立幼稚園の一覧などの情報は掲載していません。

市立幼稚園を持たない横浜市や川崎市においては、市のホームページで私立幼稚園のバスの運行状況や、給食の有無、預かり保育の有無などについての情報を掲載するなど、各幼稚園の教育方針や保育サービスの情報に、容易にアクセスできます。

今後、横浜市や川崎市をはじめ他都市の事例も参考に、ホームページ等を活用した情報提供の充実に努めます。

【大阪市内の幼稚園に関する本市への相談等】

大阪市こども青少年局ならびに各区役所に市内幼稚園に関する相談窓口を設けます。

大阪府内にある私立幼稚園に通う園児の保護者をはじめ府民からの私立幼稚園に関する問い合わせ窓口は、大阪府の私学・大学課となりますが、大阪市内にある私立幼稚園に関する身近な相談窓口として、大阪市こども青少年局と各区役所に相談窓口を設けます。

(相談窓口) 大阪市こども青少年局子育て支援部管理課 幼稚園運営企画グループ

電話 06-6208-8165 FAX 06-6202-6963

【民間移管時における継続園児に対する経過措置】

■保育料負担の軽減

民間移管すると、学校法人が保育料を設定しますが、民間移管時に在園している園児の保育料負担増を防ぐための経過措置として、市立幼稚園の保育料と私立幼稚園の保育料の実質負担額の差額補てんを検討します。

IV 廃園の実施方法

1 廃園に際しての基本的な考え方

市立幼稚園の廃園に際しては、現に幼稚園を利用している園児に十分配慮しながら、保護者等への丁寧な説明を行いながら進める必要があります。そのため、次のことを基本として取り組みます。

(1) 園児等への配慮

幼稚園に在籍している園児等への影響が最小限となるよう、十分な配慮に努めます。

(2) 保護者等への積極的な情報提供

市立幼稚園を廃園するにあたっては、保護者等への丁寧な説明を行いながら進める必要があります。

また、廃園の対象となった幼稚園の保護者等には、保護者説明会などにより、不安や疑問点の解消に努めます。

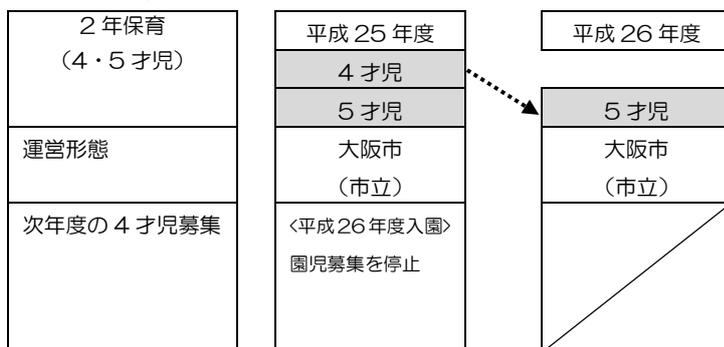
2 廃園時期について

廃園する幼稚園については、次年度募集停止を行った時点で、当該幼稚園に通園している園児が卒園するまでは、幼稚園は存続し、全ての園児が卒園した段階で廃園となります。

2年保育（4・5才児）実施園については、4才児の次年度募集停止を行った翌年度末、3年保育（3・4・5才児）実施園については、3才児の次年度募集停止を行った翌々年度末に廃園となります。

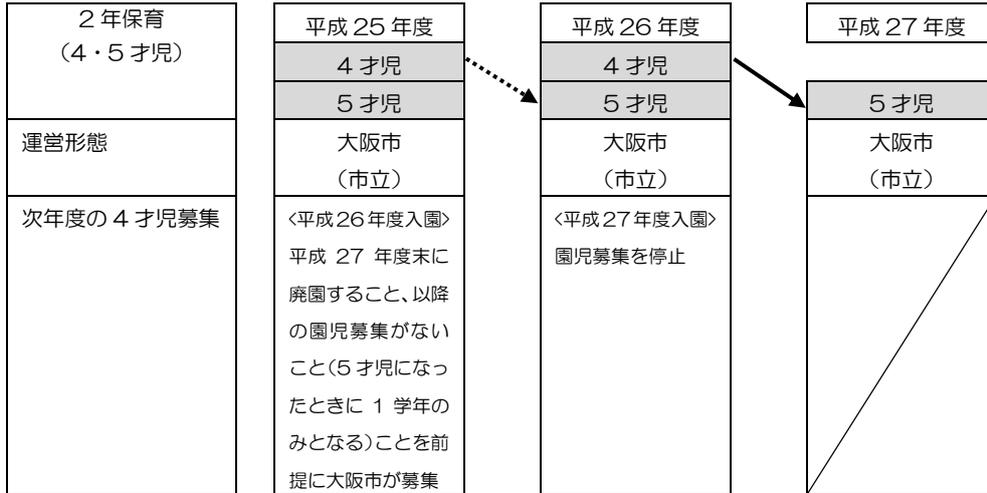
なお、平成25年度・平成26年度に着手する園については、全園2年保育（4・5才児）となっています。

<平成25年度廃園着手園>



平成25年度の4才児が卒園する平成26年度末(平成27年3月)をもって廃園

＜平成 26 年度廃園着手園＞



平成 26 年度の 4 才児が卒園する平成 27 年度末(平成 28 年 3 月末)をもって廃園

3 廃園後の土地・建物の取扱い

廃園後の土地・建物については、大阪市の運用方針に基づき、他施設への転用や売却を行います。なお保育・子育てニーズが高い場合においては、民間保育所等への活用も検討します。

V 民間移管の実施方法

1 民間移管に際しての基本的な考え方

市立幼稚園の民間移管に際しては、現に幼稚園を利用している園児に十分配慮しながら、保護者等への丁寧な説明を行いながら進める必要があります。そのため、次のことを基本として取り組みます。

- (1) 教育の質の担保
- (2) 園児への配慮
- (3) 保護者への積極的な情報提供と意見の反映

(1) 教育の質の担保

教育基本法第6条の規定に基づき、幼稚園は公の性質を有するものであり、公共的な性格を有する国、地方公共団体、学校法人のみが設置できることとなっています。学校法人は、私立学校法に基づき、評議員会の設置が義務付けられているなど、その設立、管理、運営などについて詳細な規定があり、高い公共性が制度的に担保されています。市立幼稚園であっても私立幼稚園であっても文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づく教育が行われており、教育の水準や質が大きく変わることはありません。

私立幼稚園については、施設、運動場の面積、1学級の幼児数等は、文部科学省が定める「幼稚園設置基準」ならびに大阪府が定める「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」等で規定されています。

また、より優良な法人が移管先に選定されるよう、外部有識者で組織する「大阪市立幼稚園民間移管予定者選定会議」で客観性、公平性、専門性を確保しながら、移管先法人としての適格性を審査します。

(2) 園児への配慮

幼稚園は、学校教育法に基づく教育施設で、園児の安全安心を確保しながら、保護者と協力して園児の健全な育成に努めています。

そのため、民間移管前から幼稚園に在籍している園児への影響が最小限となるよう、移管先法人との引継ぎなど、移管先法人に対して、必要な移管条件を課します。

(3) 保護者への積極的な情報提供と意見の反映

移管対象となった幼稚園の保護者には、保護者説明会などにより、民間移管について説明し、不安や疑問点の解消に努めます。

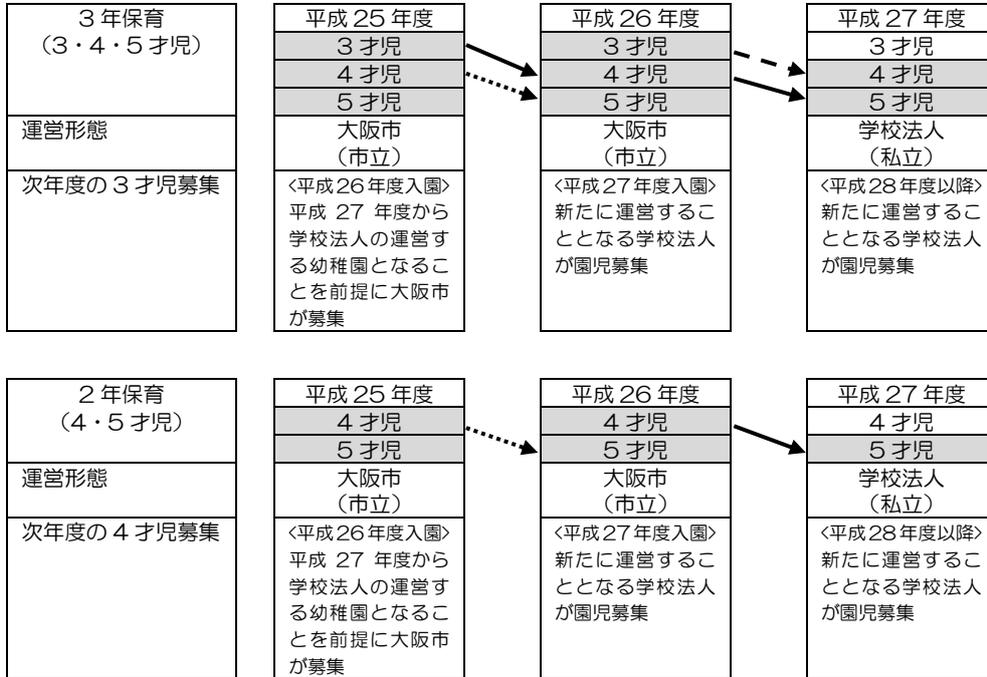
法人選定に際しての保護者アンケートによる意向聴取や、移管先法人決定後の三者協議会（保護者代表・移管先法人・大阪市で構成）などにより、保護者意見の反映に努めます。

2 民間移管時期について

<平成 25 年度に民間移管に着手する幼稚園の園児の場合>

- ・平成 27 年 4 月から学校法人が運営する私立幼稚園となります。

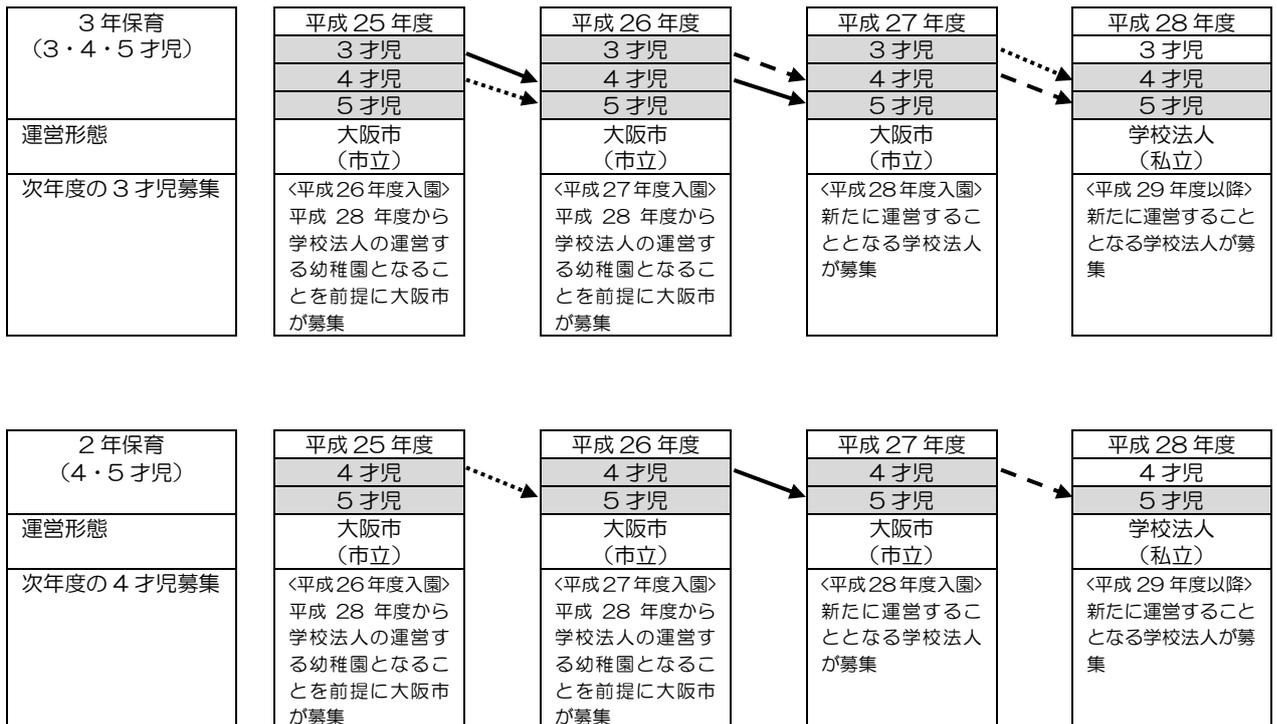
<平成 25 年度民間移管着手園>



<平成 26 年度に民間移管に着手する幼稚園の園児の場合>

- ・平成 28 年 4 月から学校法人が運営する私立幼稚園となります。

<平成 26 年度民間移管着手園>



3 民間移管後の運営法人（移管予定法人の応募条件）

民間移管後の幼稚園を運営する法人は、学校法人とします。

ただし、認定こども園の場合は、学校法人又は社会福祉法人とします。

4 移管先法人の選定

民間移管後も質の高い教育が安定的に継続して実施されるよう、客観性・公平性・専門性を確保して移管先法人を選定します。そのため、学識経験者、弁護士、公認会計士等で構成する「大阪市立幼稚園民間移管予定者選定会議」で、移管先法人としての適格性を審査し、その結果を基に本市が移管先法人を決定します。

また、移管先法人の選定については、教育の質の観点から法人の適格性を審査することにより、適切な移管先法人を選定します。

5 財産の取扱い

(1) 土地

市有地（移管対象幼稚園の現在地）を有償で事業用定期借地権を設定し貸し付けます。

移管前から当該幼稚園に在籍している園児とその保護者に配慮し、移管先法人に対して様々な制約を課す必要があることから、法人の負担を軽減することにより経営の安定化を促進し、民間移管への応募を促すためのインセンティブとして10年間の無償期間を設定する予定です。

(2) 建物

現在使用している建物について、不動産評価に基づき、現状有姿で有償譲渡します。

6 民間移管にかかる諸条件について

民間移管により、現行の市立幼稚園は廃止になり、学校法人が運営する私立幼稚園が設置されま

す。
しかし、民間移管公表前から在籍している園児とその保護者に配慮し、不安を解消するとともに、民間移管の影響を最小限にする必要があります。そのため、「幼稚園設置基準」「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」等に加え、移管対象幼稚園ごとに、幼稚園運営、移管準備に関すること、民間移管後の取組みへの協力等について、必要な条件を課します。

VI 民間移管の進め方

民間移管に伴う園児への影響を最小限にするとともに、保護者の不安を解消する等、円滑に民間移管が実施できるよう取り組みます。

1 保護者説明会

民間移管について、保護者の不安を解消し、ご理解ご協力いただけるよう、移管準備の進行に合わせて、移管までに次のとおり保護者説明会を開催します。

開催予定時期	主な内容
移管予定幼稚園の公表後随時	計画（案）の考え方、移管予定幼稚園に選ばれた理由 等
法人公募前	法人選定方法、移管先選定に向けた保護者意向聴取・アンケートについて 等
移管先法人の決定時	法人決定理由、移管先法人の紹介、三者協議会 等

2 移管先法人の選定

大阪市立幼稚園の移管先法人を選定するため、客観性・公平性・専門性を確保する観点から、学識経験者等から構成される「大阪市立幼稚園民間移管予定者選定会議」（以下、「選定会議」といいます。）を開催し、選定会議の審査結果を基に本市が移管先法人の決定を行います。その結果については本市ホームページに公表します。

（法人選定会議委員の構成）

学識経験者 3 名、弁護士、公認会計士各 1 名、の合計 5 名で構成します。

（1）法人審査に向けた準備

ア 基本方針の決定

移管先法人の公募に向けて、法人選定方法、選定基準等、移管先法人選定に関する基本的な内容を決定します。

イ 移管先法人の募集

移管予定幼稚園の公表後、各幼稚園の移管先法人を公募します。公募条件や移管条件等を提示します。法人向けの公募説明会も開催します。

ウ 現地視察

移管対象幼稚園の現地視察を実施します。

エ 保護者アンケート

保護者の意見をできる限り反映できるよう、移管先法人及び移管後の幼稚園運営について、移管着手した幼稚園の保護者を対象にアンケートを実施します。その結果については選定会議委員に伝え、移管先法人選定の参考にします。

(2) 審査

移管後に良好な教育が実施されるよう、応募法人が持つ幼稚園運営の力量の評価に主眼を置き、審査を行います。特に、配慮を要する幼児への対応については重点を置き審査を行います。

(3) 移管先法人の決定

書類審査及び面接による審査の結果を基に、採点結果が一定の基準を満たした法人の中から移管先法人として最も適格な法人を、法人選定会議が選定し、本市に報告します。

法人選定会議からの報告に基づき、本市が移管先法人を決定します。

3 移管前協定書の締結

大阪市と移管先法人との間で、「大阪市立幼稚園の民間移管にかかる協定書」の締結を行い、三者協議会の開催や、引継ぎの実施など、移管を行うために必要な業務の実施に関する取決めを行います。

4 三者協議会

円滑に民間移管が実施できるよう、移管先法人が決定次第、当該幼稚園保護者代表、本市、移管先法人で構成する三者協議会を設置します。

この協議会は、本市が必要に応じて随時開催し、移管後の幼稚園運営の諸事項について協議し合意形成していきます。

三者協議会

1 趣旨

大阪市立幼稚園の民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映させる観点から、移管後の幼稚園運営の諸事項について、当該幼稚園保護者代表・移管先法人・大阪市の三者で協議し、合意形成を図ります。

2 構成

当該幼稚園保護者代表（当該幼稚園の保護者を代表する者）、移管先法人（理事長等）、大阪市（こども青少年局・各区役所）で構成します。

3 協議事項等

民間移管後の幼稚園運営に関する諸事項について協議します。なお、この三者協議会で協議し合意した事項については、三者は遵守するものとします。

※主な協議事項

行事等の教育内容、時間延長サービス、保護者負担金 等

4 設置時期及び設置期間

当該幼稚園において、移管先法人が決定した後、設置します。

設置期間は、移管の前に当該幼稚園に在籍していた園児が、移管後の幼稚園で引き続き教育を受けている間とします。

5 主催

三者協議会は、大阪市（こども青少年局・各区役所）が主催します。

5 移管先法人との引継ぎ

移管先法人に対し、当該幼稚園の施設・整備、園児や保護者の状況、近隣状況等の引き継ぎを行います。

特に、特別な支援を要する園児について、保育所では、民営化を円滑に進めるため、障がい児保育の経験の少ない民間保育所の保育士が公立保育所で研修ができるような措置も行うこととしており、そのような手法も参考に、移管先法人の職員に対し、移管までの一定期間、移管対象の幼稚園での研修機会を設けるなど、円滑な引き継ぎについて検討します。

6 幼稚園運営に関する覚書の締結

本市と移管先法人との間で「大阪市立幼稚園民間移管にかかる幼稚園運営に関する覚書」を締結し、民間移管にかかる諸条件の遵守など、移管後の幼稚園運営について取決めを行います。

Ⅶ 民間移管実施後の取組み

各幼稚園において民間移管後も、適切かつ円滑に幼稚園運営がなされ、保護者と園児に安心していただけるよう、また移管条件が遵守されているかを確認するため、次のとおり取り組みます。

1 本市職員の訪問による助言等

本市職員が移管後の幼稚園を訪問し、移管後の幼稚園運営の実態や移管条件の遵守状況を確認し、必要に応じて助言等を行います。

2 保護者アンケート

移管後の円滑な幼稚園運営を検証するため、移管後1年目に、本市が移管先法人の協力を得て保護者アンケートを実施します。

アンケート調査の結果は、本市で集計分析のうえ移管先法人に伝え、移管先法人はこのアンケート結果を今後の幼稚園運営の参考とします。特に対応が必要なものについては三者協議会において協議します。

3 三者協議会

移管後の幼稚園運営の諸事項について話し合い、保護者の理解を得ながら幼稚園運営を続けます。この三者協議会は移管の前に当該幼稚園に在籍していた園児が、移管後の幼稚園で引き続き教育を受けている間、開催します。

4 民間移管に関する本市への相談等

移管後も引き続き、大阪市こども青少年局に民間移管に関する相談窓口を設けます。また、各区役所にも相談窓口を設け、身近な相談窓口としての役割を果たします。

(相談窓口) 大阪市こども青少年局子育て支援部管理課 幼稚園運営企画グループ

電話 06-6208-8165 FAX 06-6202-6963

25年度着手の場合

☆ 幼稚園民間移管の場合（25年度着手）

25年8月～11月	土地・建物の測量・鑑定
25年12月～26年3月	法人公募・選定
26年4月～6月末	大阪府への認可申請書類作成
26年7月	大阪府私学審議会（大阪府認可審査）
26年7月～27年3月	法人による運営開始準備
<u>27年4月～</u>	<u>私立幼稚園として運営</u>

☆ 認定こども園として民間移管の場合（25年度着手）

25年8月～11月	土地・建物の測量・鑑定
25年12月～26年3月	法人公募・選定
26年4月～11月末	認可申請書類作成(調理室の設置など建物改修設計含む)
26年12月	認可審査
27年1月～28年3月	法人による運営開始準備および建物改修 (改修については原則夏季休業期間で実施)
<u>28年4月～</u>	<u>私立認定こども園として運営</u>

☆ 廃園の場合（25年度着手）

25年10月	募集停止（平成26年度入園者）
26年10月	募集停止（平成27年度入園者）

(2年保育の園：3歳児なし)

27年3月31日 廃園

27年10月	募集停止（平成28年度入園者）
--------	-----------------

(3年保育の園：3歳児あり)

28年3月31日 廃園

26年度着手の場合

☆ 幼稚園民間移管の場合（26年度着手）

28年4月～ 私立幼稚園として運営

☆ 認定こども園として民間移管の場合（26年度着手）

29年4月～ 私立認定こども園として運営

☆ 廃園の場合（26年度着手）

26年10月 募集停止（平成27年度入園者）

27年10月 募集停止（平成28年度入園者）

（2年保育の園：3歳児なし）

28年3月31日 廃園

28年10月 募集停止（平成29年度入園者）

（3年保育の園：3歳児あり）

29年3月31日 廃園

平成25年度 大阪市私立幼稚園就園奨励費及び幼児教育費補助のお知らせ

○あらまし

大阪市では幼稚園教育の振興と就園の奨励をはかるため、就園奨励費補助制度（国の補助制度）及び就園奨励費補助制度の非該当者に対して幼児教育費補助制度をもうけています。これは、幼稚園の設置者が各保護者に行う入園料・保育料の減免（償還）に対して、大阪市が幼稚園の設置者に補助を行う制度で、補助金は各幼稚園を通じて交付されます。次に該当される方は幼稚園へ申し込んでください。

○申し込みの資格（次の事項にすべて該当する方）

- ① 大阪市内居住の園児（大阪市内に住民登録があっても、居住の実態がない方は対象になりません。）の保護者
- ② 平成26年1月15日までの間にお子さんが3・4・5歳児及び満3歳児として私立幼稚園に在園している方（途中入園の場合も原則平成26年1月15日までの途中入園者）
※満3歳児とは、平成22年4月2日以降の生まれで、3歳の誕生日を迎えた幼児

○申し込みに必要な書類

- ① 保育料等減免（償還）措置に関する調書（申込書）
- ② その他証明書類（別添の「保育料等減免（償還）措置に関する調書（申込書）の添付書類」を参照）

○申し込み書類の提出期限・提出先

幼稚園で指定された締切日までに、幼稚園に提出してください。

なお、提出締切日を過ぎての申し込みは受付できませんので、必ず締切日までに申し込みをしてください。

また、提出された証明書類等はお返しできませんので、必要な方はお手元にコピーを残しておいてください。

○申し込みにあたってのご注意

- (1) 第1回目（6月）受付分のみ大阪市へ市民税の調査（システム照合）の依頼ができます。平成25年7月2日以降の途中入園者については「市民税額がわかる書類（納税通知書等）」の添付が必要になります。
- (2) 大阪市によるシステム照合に同意しない方や大阪市内に住民登録がなく、世帯状況等が確認できない世帯で、「市民税額がわかる書類（納税通知書等）」の添付がない場合や平成24年中の所得が未申告の方は、補助交付額の決定に必要な世帯の所得等の状況が確認できないため、幼児教育費のFランク（補助限度額がもっとも低いランク）を申請された場合と同様の扱いになります。
- (3) 生活保護世帯については、各区役所（保健福祉課）発行の適用証明書（原本）の添付が必要になります。
- (4) 認可保育所・認定こども園・国公立幼稚園・障がい児通所支援事業所等に通所（園）する兄・姉がいる場合は、保育所入所承諾書（コピー可）・在園証明書（原本）・受給者証（コピー可）の添付が必要になります。
- (5) 平成25年1月1日以降、死亡・離婚・再婚などにより扶養義務者に変更があった場合は、事由を説明する書類（付属調書）もあわせて提出してください。（※付属調書は幼稚園に見本があります。）
- (6) 申請後に税額の変更等があった場合は、すみやかに幼稚園へ「税額変更通知書」等の証明書を提出してください。その場合、平成26年1月15日以降の受付はできませんのでご注意ください。
- (7) 市民税所得割額については、住宅借入金等特別税額控除適用前の額で算定します。大阪市によるシステム照合に同意しない方については、必ず特別徴収税額の通知書または納税通知書を添付してください。

○補助の基準と補助限度額

同一世帯から兄弟姉妹を同時に幼稚園に就園させている場合(1名のみ就園させている場合も含む)、または小学校1～3年生の兄・姉がいる場合、認可保育所及び認定こども園、特別支援学校幼稚部、障がい児通所支援事業所及び情緒障がい児短期治療施設通所部に通う就学前児童の兄・姉がいる場合、の補助限度額は以下の通りです。(同じ幼稚園でなくても対象となります。ただし、保育所など私立幼稚園以外に通っている就学前児童(幼児)及び小学校1～3年生の児童に対して本補助金は支給されません。)

※市民税所得割額については、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額となります。

●小学校1～3年生の兄・姉がいない場合

		補助限度額(年額)		
		1人目、最年長者	2人目	3人目以降
(I) 私立幼稚園就園奨励費補助				
A	生活保護世帯	円以内 229,200	円以内 268,000	円以内 308,000
B	平成25年度市民税が非課税の世帯 または市民税が均等割額のみ課税の世帯	199,200	253,000	308,000
C	平成25年度市民税所得割額が 「34,500円+①+②」円以下の世帯 ① 16歳未満の扶養親族数×21,300円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	115,200	211,000	308,000
D	平成25年度市民税所得割額が 「171,600円+①+②」円以下の世帯 ① 16歳未満の扶養親族数×19,800円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	62,200	185,000	308,000
(II) 私立幼稚園幼児教育費補助(3人目以降は私立幼稚園就園奨励費補助)				
E	平成25年度市民税所得割額が 「393,300円+①+②」円以下の世帯 ① 16歳未満の扶養親族数×19,800円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	40,900	121,400	308,000
F	平成25年度市民税所得割額が 「393,300円+①+②」円を超える世帯 ① 16歳未満の扶養親族数×19,800円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	10,500	15,500	308,000

※ 市民税所得割額の金額につきましては、別添の市民税所得割額早見表をご参照ください。

● 小学校 1 ～ 3 年生の兄・姉がいる場合

		補助限度額(年額)		
		1人目、最年長者	2人目	3人目以降
(I) 私立幼稚園就園奨励費補助				
A	生活保護世帯		円以内 249,000	円以内 308,000
B	平成25年度市民税が非課税の世帯 または市民税が均等割額のみ課税の世帯		226,000	308,000
C	平成25年度市民税所得割額が 「34,500円+①+②」円以下の世帯 ① 16歳未満の扶養親族数×21,300円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円		163,000	308,000
D	平成25年度市民税所得割額が 「171,600円+①+②」円以下の世帯 ① 16歳未満の扶養親族数×19,800円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円		114,000	308,000
(II) 私立幼稚園幼児教育費補助				
E	平成25年度市民税所得割額が 「393,300円+①+②」円以下の世帯 ① 16歳未満の扶養親族数×19,800円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円		99,800	104,300
F	平成25年度市民税所得割額が 「393,300円+①+②」円を超える世帯 ① 16歳未満の扶養親族数×19,800円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円		15,500	20,500

※ 市民税所得割額の金額につきましては、別添の市民税所得割額早見表をご参照ください。

【例：3人兄弟（姉妹）の場合における補助限度額（Dランク世帯）】

例①

小学校2年生	(1人目)	0円	※左記の場合、3ページ「小学校1～3年生の兄・姉がいる場合」の表になります。
幼稚園児（5歳）	2人目	114,000円以内	
幼稚園児（4歳）	3人目	308,000円以内	

例②

小学校3年生	(1人目)	0円	※左記の場合、3ページ「小学校1～3年生の兄・姉がいる場合」の表になります。なお、小学校の兄・姉が同一学年（双子等）の場合も同様です。
小学校1年生	(2人目)	0円	
幼稚園児（4歳）	3人目	308,000円以内	

例③

小学校2年生	(1人目)	0円	※左記の場合、3ページ「小学校1～3年生の兄・姉がいる場合」の表になります。なお、保育所児（5歳）が認可外保育施設に入所している場合は、幼稚園児（3歳）を2人目（114,000円以内）とします。
保育所児（5歳）	2人目	0円	
幼稚園児（3歳）	3人目	308,000円以内	

例④

幼稚園児（4歳）	1人目	62,200円以内	※左記の場合、2ページ「小学校1～3年生の兄・姉がいない場合」の表になります。※保育所児（3歳）が未就園児の場合も同様です。
保育所児（3歳）	〔2人目〕	0円	
未就園児（1歳）	〔3人目〕	0円	

例⑤

小学校5年生		0円	※左記の場合、2ページ「小学校1～3年生の兄・姉がいない場合」の表になります。
小学校4年生		0円	
幼稚園児（4歳）	1人目	62,200円以内	

※途中入園、退園・休園された方については、補助金額が異なる場合があります。

※同一世帯で、「小学校1～3年生の兄・姉のいない場合」と「小学校1～3年生の兄・姉がいる場合」を組み合わせることは原則できません。ただし、E又はFランクの「小学校1～3年生の兄・姉のいる場合」で同時就園が3人以上いる場合については、4人目以降が「小学校1～3年生の兄・姉のいない場合」の3人目以降に該当します。

※「平成25年度中に支払った保育料（入園料）の合計額」が2・3ページの該当する「補助限度額」より低い場合は「平成25年度中に支払った保育料（入園料）の合計額」が補助交付金額となります。

※市民税所得割額については、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額となります。

【例：16歳未満の子ども2人を扶養している世帯で平成25年度市民税所得割額（住宅借入金等特別税額控除適用後）が70,000円、平成25年度住宅借入金等特別税額控除（市民税）が11,000円の場合、70,000円+11,000円=81,000円が本補助の基準となるため、Dランクとなります。】

○交付の通知

補助金については、平成26年3月上旬（予定）に幼稚園を通じて通知・交付されます。なお、交付日に居所不明等、連絡のつかない方には交付されませんので、ご注意ください。

○個人情報の利用目的

氏名・住所・保護者の所得情報などの個人情報は、補助金額決定のためにのみ利用し、その取り扱いについては個人の権利・利益を保護するため慎重かつ適正に行います。なお、審査に不要な情報（収入、所得及び所得控除の内訳）を塗りつぶしてコピーした通知書等を提出することもできます。

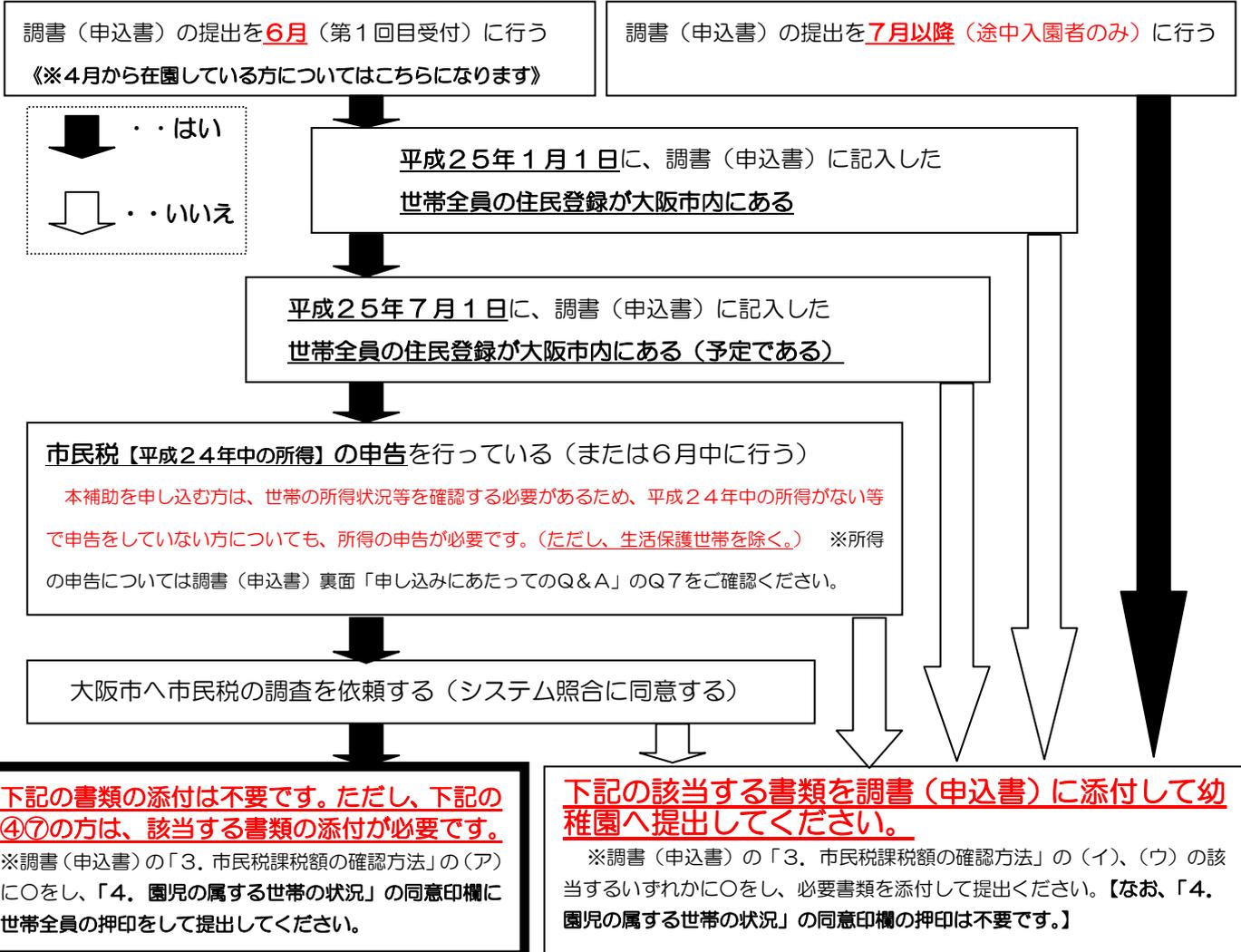
市民税所得割額早見表

19歳未満の扶養親族の数 (H6. 1. 2以降生まれ)			市(区)町村民税所得割課税上限額(円)		
	16歳未満 (H9. 1. 2以降生まれ)	16歳以上19歳未満 (H6. 1. 2~H9. 1. 1生まれ)	Cランク	Dランク	Eランク
1人	1人	0人	55,800	191,400	413,100
2人	1人	1人	66,900	198,600	420,300
	2人	0人	77,100	211,200	432,900
3人	1人	2人	78,000	205,800	427,500
	2人	1人	88,200	218,400	440,100
	3人	0人	98,400	231,000	452,700
4人	1人	3人	89,100	213,000	434,700
	2人	2人	99,300	225,600	447,300
	3人	1人	109,500	238,200	459,900
	4人	0人	119,700	250,800	472,500
5人	1人	4人	100,200	220,200	441,900
	2人	3人	110,400	232,800	454,500
	3人	2人	120,600	245,400	467,100
	4人	1人	130,800	258,000	479,700
	5人	0人	141,000	270,600	492,300

* 6人以上についても計算式により算出します。

○保育料等減免(償還)措置に関する調書(申込書)の添付書類

次のフローチャートに従い、必要書類の確認をおこなってください。



下記の書類の添付は不要です。ただし、下記の④⑦の方は、該当する書類の添付が必要です。
 ※調書(申込書)の「3. 市民税課税額の確認方法」の(ア)に○をし、「4. 園児の属する世帯の状況」の同意印欄に世帯全員の押印をして提出してください。

下記の該当する書類を調書(申込書)に添付して幼稚園へ提出してください。
 ※調書(申込書)の「3. 市民税課税額の確認方法」の(イ)、(ウ)の該当するいずれかに○をし、必要書類を添付して提出ください。【なお、「4. 園児の属する世帯の状況」の同意印欄の押印は不要です。】

※源泉徴収票では認定(審査)ができません

区分	書類名称(必要書類)
① 会社・官公庁に勤務し、給料から市民税を引かれている方	平成25年度市民税・府民税特別徴収税額の通知書(写し可) ※市民税額、扶養控除の内訳欄が必要です
② 個人で会社、商店等を経営している方 会社等に勤務し、自分で市民税を支払っている方	平成25年度市民税・府民税納税通知書(写し可) ※市民税額、扶養控除の内訳欄が必要です
③ 市民税が非課税の方 納税通知書等を提出できない場合、紛失した場合	平成25年度市民税・府民税課税証明書(原本) ※市民税額、扶養控除の内訳欄が必要です (当該区域の市税事務所で交付を受けてください)
④ 生活保護を受けている方	各区役所発行の適用証明書(原本) (各区役所(保健福祉課)で交付を受けてください)
⑤ 海外在住だったため、市民税の証明がない方	勤務先の証明(給料の明細)、平成24年1月～12月の1年間の所得を証明できる書類 (※給与(所得)証明書は幼稚園に見本があります)
⑥ 小学校1～3年生に兄・姉がいる方	通学している小学校が発行する在学証明書(原本)
⑦ 認可保育所・認定子ども園・国公立幼稚園等に兄・姉がいる方	在園証明書(原本)、保育所入所承諾書(写し可)、受給者証(写し可)など

※上記の証明書等の必要書類を添付する際には、証明書等の余白部分に鉛筆等で幼稚園名・園児名を必ず記入してください。

(担当・お問い合わせ先)

大阪市こども青少年局子育て支援部
管理課 幼稚園運営企画グループ

電話 06-6208-8165

FAX 06-6202-6963